6月は環境月間

自然と都市が調和する 地球に やさしいまち・まつやまへ

本市は、市民や事業者の皆さんの日ごろからのごみ減量へのたゆまぬ努力により、ごみの少ないまちとして全国に広く知られています。みんなで自然と都市が調和する、地球にやさしいまち・まつやまの実現を目指しましょう。

1人1日当たりのごみ排出量が7.1グラム減少

本市の平成29年度ごみ排出量は平成28年度と比較して、家庭から出されるごみが565トン、事業所などから出されるごみが1,075トン減少したことで、1人1日当たりのごみ排出量が7.1グラム減少し、782.2グラムとなりました。

これは、市民や事業者の皆さんが日ごろからごみの分別やリサイクルに高い意識を持ち、実践された成果です。

今後もごみ減量、リサイクルに取り組む中で、特に生ごみの中に、食品ロスとなる食べ残しや未開封・調理可能な食材が多く含まれていることから、「3010運動」などの食品ロス削減にご協力をお願いします。

可燃ごみの正しい分別で1,000万円以上の収入に

本市では、家庭から排出されるごみの実態を調査するために、数年に一度、ごみの中身を調査しています。

右のグラフは、可燃ごみの組成分析結果です（平成30年度）。この結果から、ごみ減量のためにできることを紹介します。

◀調査の様子

〈平成30年度可燃ごみ組成分析結果〉

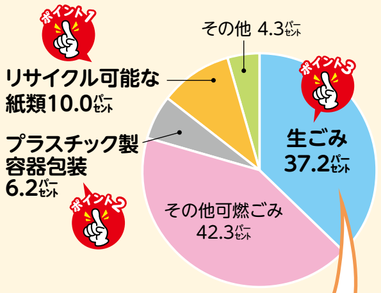

ポイント1 紙類をきちんと分別する

可燃ごみの中に、リサイクル可能な紙類が10パーセント含まれていました。お菓子やティッシュの箱、ダイレクトメールなどの小さな紙でもリサイクルできますので、きちんと分別しましょう。

可燃ごみに混ざっている紙類

きちんと分別できていると…

- 資源として再利用できる
- 売り払うことで市の収入となり、市民の皆さんの暮らしに還元できる（年間約1,000～2,500万円）

ポイント3 プラスチック製容器包装をきちんと分別する

可燃ごみの中に、プラスチック製容器包装が6.2パーセント含まれていました。正しく分別し、ごみ減量につなげましょう。

ポイント2 生ごみを減らす

可燃ごみの中で、生ごみは約40パーセントを占めています。右のグラフは、生ごみの内訳です。このうち食べ残しなどの食品ロスは52パーセントを占めています。

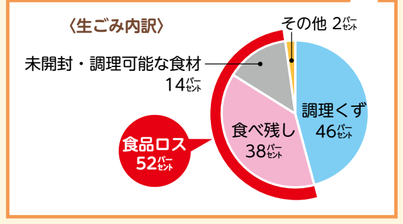

食品ロスをなくす

まだ食べられる食品が捨てられています（丸ごと残った野菜、未開封のパンなど）。本当に必要な物だけを買い、買った食材は使い切りましょう。

＼今日からできるひと工夫／

□**毎週金曜日は冷蔵庫の中をチェック**
本市は毎週金曜日を**“冷蔵庫チェックの日”**としています。冷蔵庫に古い食材・食品がないか確認して、食品ロスをなくしましょう。

□**外食でひと工夫**
人数などをみて注文の量を少なめにする、持ち帰りができるかなど、食べ残しを減らす工夫をしてみましょう。

しっかり水切りをする

生ごみの60～80パーセントは水分です。水切りを徹底するだけで、大幅に生ごみは減らせます。ティーバッグや水切りネットは、捨てる前にもうひと搾りしましょう。

生ごみのリサイクル

生ごみ処理容器・処理機を使用すると、生ごみを堆肥化・軽量化できます。本市は、生ごみ処理容器などを購入した際に、補助金を交付していますので、ぜひご利用ください。

問清掃課☎921-5516・FAX921-6311

みんなができる「3010運動」推進中！

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本では、年間約643万トン※が廃棄されているといわれています。これは、世界全体の食料援助量の約２倍の量です。また、日本人１人当たりに換算すると、「お茶碗約１杯分（約139グラム）」の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

※農林水産省および環境省「平成28年度推計」より抜粋

本市では、親睦会などの会食時、**最初の30分**と**最後の10分**は自分の席で料理を楽しみ、ごみの減量につなげる**「3010運動」**を推進しています。

「3010運動」推進ロゴ

問環境モデル都市推進課☎948-6436・FAX934-1861

コラム プラスチックスマート

現在、ウミガメやイルカなどの海洋生物が、海に漂うプラスチックごみを誤って食べたり、絡まって傷ついたりしていることが問題になっています。プラスチックごみは年々増加し、このままでは魚より海のプラスチックごみの量が多くなることが予想され、地球規模での環境汚染が危ぶまれています。

このため本市では、使い捨てプラスチックの削減や分別回収など「プラスチックとの賢い付き合い方」を推進しています。

Plastics Smart

事業系ごみは適正に処理を
～ごみ出しのルールを守って、不法投棄はしないで!～

事業所から出るごみを家庭ごみステーションに出す行為は、ごみの種類や量に関係なく不法投棄として処罰される場合があります。また、無許可業者への委託も違法で不法投棄につながることがありますので、絶対にしないでください。

事業所から出るごみの処理方法をわかりやすくまとめたDVDの貸し出しや出張講座を随時受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。なお、環境月間にあわせ、６月14日㈮まで、不法投棄防止に関する映像を、松山市駅、まつちかタウンなどにあるストリートビジョン広告で放映中です。

みんなでごみ出しのルールを守り、地球にやさしいまち・まつやまを目指しましょう。

二次元コード

問廃棄物対策課☎948-6959・FAX934-1928

プチ美化運動の輪が広がっています

積極的に清掃活動を行うことでごみの散乱を防止し、美化の大切さを実感してもらうために「プチ美化運動」を実施しています。現在は賛同いただいた243事業所、27グループの皆さんにご参加いただいています。

プチ美化運動協力団体の活動を紹介します！

㈱伊予銀行

「潤いと活力ある地域の明日を創る」という企業理念のもと、地域の皆さまへの感謝の気持ちを込めて店舗周辺の清掃活動を行っています。現在は40店舗近くの本店・支店がプチ美化運動に参加しています。今後も引き続き美しいまちづくりをお手伝いしていきます。

㈱愛媛銀行

「ふるさと銀行」として地域とのつながりを大切にし、行員全員参加で活動を行っています。今後も地域の美しい景観を守るため、引き続き清掃活動を実施していきます。

別府清水すみれ会

月１回程度、清掃活動を行っています。美しくなった道路、公園を見るとやってよかったといつも思います。美しくしていると利用者や通行人も汚さないようにしようという意識が芽生えていると感じます。

その他、美化活動に貢献いただいている参加団体の活動を市ホームページで紹介しています。

二次元コード

プチ美化運動に参加しませんか？

月に１回以上清掃活動を実施していただける事業所やグループを常時募集しています。特に優良と思われる団体を市民大清掃の結団式で表彰します。参加申込は、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

問環境モデル都市推進課☎948-6434・FAX934-1861

「COOL CHOICE（クールチョイス）」推進中

「COOL CHOICE」は温室効果ガス削減のため、省エネ・低炭素型製品の買い換えやライフスタイルの選択などを促す国民運動のことです。家電の省エネ製品への買い換えや節電行動、エコドライブなどの温暖化防止に取り組むことは、生活コストの低減や快適で健康な暮らしにもつながります。みんなが一丸となって今日からできることを始めましょう。

問環境モデル都市推進課☎948-6960・FAX934-1861

松山市制施行130周年記念「緑のカーテンコンテスト」

身近でできる温暖化対策として、ヘチマ・ニガウリの種を配布し、窓辺などで作る緑のカーテンで夏の節電、省エネを促進しています。今年度は松山市制施行130周年記念事業として、緑のカーテンコンテストを開催します。

市役所本館の緑のカーテン

優秀作品は表彰し、最優秀作品は市ホームページなどに掲載予定です。

募集期間 ７月１日㈪～９月６日㈮(消印有効)

応募資格 家庭部門＝本市在住の人▶事業所部門＝本市にある事業所

応募方法 直接（平日8時30分～17時）または郵送で、「緑のカーテンコンテスト応募用紙」(環境モデル都市推進課、市ホームページにあり)と緑のカーテンの写真を〒790-8571環境モデル都市推進課(市役所別館3階)「緑のカーテンコンテスト担当」へ

表彰 部門ごとに最優秀賞１点、優秀賞５点、審査員特別賞１点を表彰(道後温泉別館 飛鳥乃湯泉(アスカノユ)の入浴券を進呈)▶応募者の中から抽選でチャレンジ賞として飛鳥乃湯泉の入浴券を進呈

留意点 次の全てを満たすこと▶応募者や事業所で育てた緑のカーテンである▶借家、マンションなど賃貸住宅在住の人は、必ず所有者の承諾を得て、緑のカーテンを育てる▶緑のカーテンを育てる際は、建物に破損など影響がないように育てる（建物に影響があっても本市では責任を負いかねます）

問環境モデル都市推進課☎948-6437・FAX934-1861

使用済み小型家電の回収にご協力ください

家庭で使わなくなった小型家電製品を回収しています。回収できる小型家電製品は、電気・電池を使用し、回収ボックスの投入口(高さ15センチメートル×幅30センチメートル)に入る、携帯電話・小型ラジオ・ゲーム機などです。

回収ボックスの設置箇所は次のとおりです▶市役所本館１階(二番町四丁目)▶三津浜支所（三津三丁目）▶浮穴支所（森松町）▶北条支所（北条辻）▶石井支所（居相一丁目）▶まつやまRe・再来館(サイライカン)（空港通一丁目）▶総合コミュニティセンター（湊町七丁目）▶清掃課(室町一丁目)

※パソコン・家電リサイクル法対象の４品目家電は回収の対象外です。電池・バッテリー・電球は外してください

問清掃課☎921-5516・FAX921-6311